



12月15日(火)

2009年(平成21年)

宮内庁の「1カ月ルール」の慣例を守らない特例となつた天皇陛下と中国の習近平国家副主席の会見。陛下の「政治利用」を否定し、今回の会見を「天皇陛下の国事行為」と主張した民主党の小沢一郎幹事長の発言がさうに波紋を広げている。

静岡福祉大学の高橋紘教授（現代史皇室研究）は「外國要人との会見は、憲法が定める天皇陛下の国事行為

小沢氏発言 さらに波紋

## 外国要人会見 国事行為か否か

事長の発言は『入り口論』から問題』と指摘。「内閣の助言と承認で行われるなら、勝手に何でもきてしまう』と批判した。また「天皇陛下のお体が優れないなら、優位性の低い行事はお休みになればいい』との発言に対しても、「順番付けを行うもので、まさしく政治利用だ」と話している。一方、法政大の永井憲一

名譽教授（憲法学）は「憲法7条には外国の大使（公使）を接受することが国事行為として明記されており、外国の要人との会見を内閣が要請し天皇陛下が認めたならば問題はない。宮内庁長官が1ヶ月ルールという内規から『いけない』と言ふのもっともだが、その上位にある憲法上の問題はなく、内閣の判断を尊重すべきだ」と話している。